

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

申告期限までに遺産分割協議が合意しなかったら……！

平成26年 6月号

遺

言書が残され、各相続人の相続割合が決められた場合を除き、亡くなった人の全遺産と負債は、相続人全員の共有となります。この共有状態で放っておいても法的には問題ありません

が、処分等において常に全員の同意がなくてはならず、色々と



不都合が生じてきます。

○この共有状態を解決しようとする、遺言のない場合の遺産分割は、法定相続分を基準として、必ず相続人全員で協議を行わなければなりません。行方不明者がいるときは、家庭裁判所で不在者の財産管理人を選任、未成年者の子が親と同時に相続人になるときは、特別代理人を選任してもらいます。タイムイミットはありませんので、事実上はいつまでも遺産分割協議を続けることができます。

○しかし、相続財産が基礎控除額を超える場合には、相続が発生してから10ヶ月以内に遺産分割が調っていないと、相続税申告にあたり次のような不利益が生じます。

1. 配偶者に対する相続税額の軽減が受けられない。…配偶者は法定相続分(通常2分の1)か、1億6千万円のどちらか多い金額まで相続税はかからないという特例が適用されません。
2. 小規模宅地等の特例評価減が受けられない。…特定居住用宅地・特定事業用宅地の80%減額、および事業用貸地

の50%減額特例が適用されません。

3. その他、非上場株式等・農地等の相続税の納税猶予が適用されず、また物納をすることができません。

○申告期限までに分割協議が調わないときは、法定相続割合に従って相続があったものとして、相続税の上記税額減税が受けられないまま申告納税しなければなりません。ただし、前記1および2の減額特例については、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、3年以内に分割合意したときには税額軽減の対象となります。それ以後については、税務署長が承認したやむを得ない場合に限定されます。

○何れにしても、申告期限までに協議が調わない場合には、一旦最大限の税額を納税せねばならず、かつ、相続人間で争いになっているわけですから、預金口座が金融機関に封鎖され、納税資金の引き出しもできず、各自自己の資金で納税資金を用意しなければならなくなるのが考えられます。場合によっては、各自借入金により調達しなければならないこともあるでしょう。相続分に依じて相続人は払い戻しができるとの最高裁の判決がありますが、現実には金融機関は全員の合意を要求し、なかなか引き出しには応じません。

○遺産分割協議は、人間関係が濃い者同士全員が利害関係をもって、例え日ごろ疎遠であっても、話し合いをしなければならぬわけですから、円滑にすすまないことが当然で、むしろ初めから揉めることが見えている話し合いといえます。

相続人間の遺産分割協議をしなくて済み、あとに残った親族間の、不要なトラブルの元を作らないようにするためには、やはり遺言書を作成しておくことをお奨めします。